

## 事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和6年1月23日

大阪広域環境施設組合 事務局長 青野 親裕

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

案件名称		<b>令和6年度 北港処分地廃棄物等埋立処分業務委託</b>
履行または納入場所		北港処分地(夢洲1区)
期間または履行期限		令和6年4月1日～令和7年3月31日
案件概要		北港処分地(夢洲1区)に搬入された廃棄物の埋立処分業務及びその付帯する業務を行う。
最低制限・調査基準価格適用の有無		適用無し
入札参加資格	登録種目	令和3・4・5年度大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿に次の工事種目で登録していること。 <b>「010:土木一式工事」</b>
	必要な許認可(登録)等	建設業法に基づく【土木工事業】にかかる特定建設業の許可を有すること
	その他(実績要件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札において有効な経営事項審査の最新の土木一式工事の総合評定値(P点)が600点以上であること</li> <li>・入札において、建設業法第27条の23第1項の規程による有効な最新の経営事項審査結果</li> <li>・平成26年度以降、海面埋立工事又は埋立業務で元請け実績を有している者であること(施行(業務)実績については、共同企業体のものも含む。施工中の工事(業務)を含む)</li> <li>・次の基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任配置できること。なお、配置予定の当該総括責任者は入札において、常勤の自社社員であり、かつ、引き続き3か月以上の雇用関係があること           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.主任技術者にあっては、建設業法による一級土木施工管理技士又は技術士法に基づく技術士(建設部門)の資格を有する者</li> <li>イ.監理技術者にあっては、建設業法による監理技術者資格者証を有する者</li> </ul> </li> </ul>
仕様書	配布開始日	令和6年1月23日(火)
	配布方法	<b>本案件にかかる別添PDFファイルをダウンロードしてください。</b>
仕様書等に対する質問・回答	質問締切日時	令和6年1月30日(火)午後5時
	方法	大阪広域環境施設組合総務部経理課あて電子メール 【nyuusatsu@osaka-env-paa.jp】にて質問すること(任意添付文書も可)。
	回答日	令和6年2月5日(月)～入札日時まで
	方法	大阪広域環境施設組合のホームページに掲載する。 (大阪広域環境施設組合ホームページ>入札契約情報>各入札案件>当該案件) ※質問がない場合は掲載しない。
入札日時(即時開札)		令和6年2月14日(水)午前10時 ※入札室は約30分前より開場 <b>入札書は本ファイル(公告)添付の書類を使用すること。</b>
入札執行場所		大阪広域環境施設組合入札室 (大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス11階)
入札方法		共通事項に記載
入札参加資格審査資料等提出日時		開札日～開札日の翌開庁日の午後5時30分
入札参加資格審査資料等提出場所		下記の契約担当
入札参加資格審査提出資料		<p>本ファイル(公告)添付の「提出資料について」とおり。提出の際には、本ファイル(公告)添付の様式を使用すること。</p> <p>落札者又は契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする時は、遅延なく、公告本文記載の契約担当に入札説明書末尾添付の実績調書(契約保証金免除申請用)を提出すること。(契約金額が500万円以上の案件に限る)</p>
落札決定(予定)日		令和6年2月21日(水)を予定とするが、前後する場合がある。
落札者の決定方法		共通事項に記載

その他	<p>・契約の締結は、令和6年度予算が発効したときとする。</p> <p>・【共通事項】1. (1)①の記載内容については、「令和3・4・5年度大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿(工事)に、当該案件に応じた種目で登録されていること」と読み替える。</p>
契約担当	大阪広域環境施設組合 総務部経理課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3349
事業担当	大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3353

入札日時

令和 6 年 2 月 14 日 ( 水 ) 午前 10 時 00 分

次のとおり届けます。

当社は、消費税及び地方消費税に係る

 課税事業者です。 免税事業者です。

入

札

書

令和 年 月 日

入札参加資格業者番号

大阪広域環境施設組合 事務局長

様

--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所 又 は

事 務 所 所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名

印

下記について関係法令・貴組合関係規定を守り別紙仕様書及び通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

金額	億	百万	千	円

記

業務名称	令和6年度 北港処分地廃棄物等埋立処分業務委託
期間または履行期限	令和6年4月1日～令和7年3月31日
履行場所	北港処分地(夢洲1区)

1 入札に付すべき事項	別紙仕様書のとおり
2 入札保証金	免除（大阪広域環境施設組合契約規則第18条第1項第2号による）
3 契約条項を示す場所	大阪広域環境施設組合総務部経理課
4 入札執行場所	大阪広域環境施設組合入札室（あべのルシアス11階）
5 入札執行日時（入札書提出期限）	上記のとおり
6 入札の無効	<p>次の場合に該当する入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大阪広域環境施設組合契約規則第27条第1項各号のいずれかに該当する入札</li> <li>○ 本入札書を用いないでした入札</li> <li>○ 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札</li> <li>○ 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札</li> <li>○ 再度入札の場合にあっては、前回最低入札書記載金額以上でした入札</li> <li>○ 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札</li> <li>○ 指定する日時までに資格審査資料等を提出しなかった者がした入札</li> <li>なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。</li> </ul>
7 入札書記載方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札者は、本入札書をA4サイズ白無地用紙にダウンロード印刷して使用すること。</li> <li>○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> </ul>
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 落札者は又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きをすること。</li> <li>○ 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、大阪広域環境施設組合契約規則第20条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。</li> <li>○ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換え又は撤回することはできない。</li> <li>○ 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。</li> <li>○ この入札において、契約者が大阪広域環境施設組合契約規則第54条の規定に該当する場合は、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。</li> </ul>

## 事業請負契約決議書

標 題	上記契約の締結について			公 印 審 查	取扱責任者	文書主任
契約方法	本書のとおり契約を締結する。					
契約方法	<input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札	<input type="checkbox"/> 落札	保証 事項	<input type="checkbox"/> 契約保証金 (契約金額の10/100以上)		
決裁	<input type="checkbox"/> 決定			<input type="checkbox"/> 履行保証保険		
				<input type="checkbox"/> 免除(取り扱い1(1)(2)(3))		
事務局長	総務部長	経理課長	係長(計理)	係長(契約)	係員	起案 令和 • •
						決裁 令和 • •
						契約番号 第 号

## 提出資料について

### 入札参加資格審査資料（落札候補者となった場合のみ対象とする）

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	公告文に定める入札参加資格を証する資料等			公告文の「必要な許認可（登録）等」欄及び「その他（実績要件等）」欄において入札資格を求めている場合、当該資格を有することを証するもの	本ファイル（公告）末尾の書類を使用すること	必要な添付資料（許認可証の写し、履行実績に係る契約書の写し等）が指定されている場合は、併せて提出すること
②	資本関係・人的関係等に関する調書	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分 ※指示があった場合 指示日～指示日の翌開庁日午後5時30分	落札候補者		本ファイル添付の様式を使用すること	
③	誓約書			大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書	本ファイル添付の様式を両面印刷し使用すること	
④	事業協同組合で参加の場合、組合員名簿			開札日現在の組合員がわかるもの	申請者において用意すること	

※契約金額：入札金額に1.10を乗じた額

### 低入札価格調査時に提出するもの（低入札価格調査制度適用案件のみ対象とする）

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	低入札価格根拠資料	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分	低入札価格調査基準価格未満の価格で入札した落札候補者	低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札の場合	提出書類、様式、作成・提出要領等については仕様書等に含めて配布	

資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 契約担当者 事務局長様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所  
(又は支店等)  
の所在地

商号又は名称

代表者  
(又は受任者)  
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(\*1)及び第4の2号(\*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

親会社等・ 子会社等の別	業者番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				( )
				( )

2 自社役員で他社の役員(\*3)を兼務している会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合(\*4)について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

組合名
(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(\*5)の関係にある会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(\*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合で、  
その支店、営業所の所在地が同一場所である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

7 自社の者で、他者の大阪広域環境施設組合の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものはありません  
 次のとおりです

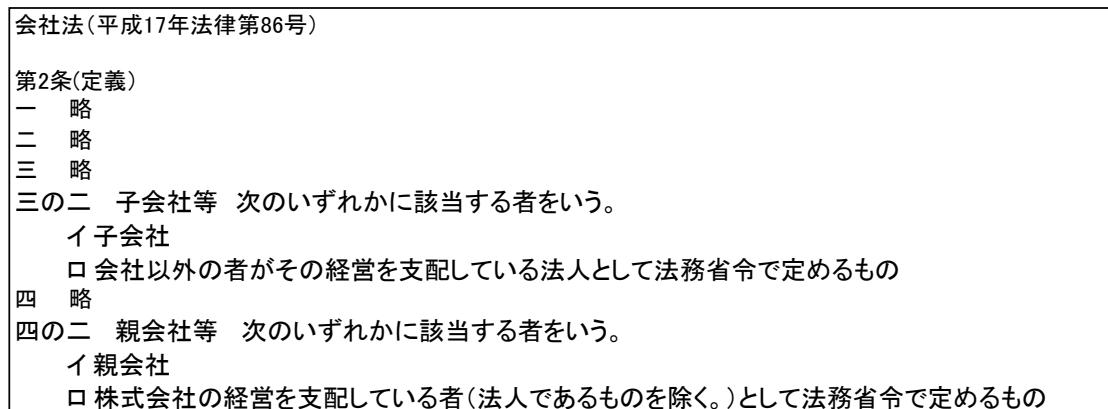
氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

**※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。**

# 資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

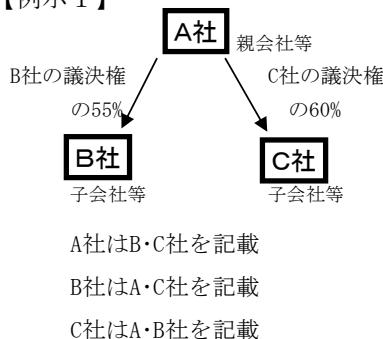
- 1 関係する会社は、物品供給・業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 3 (\*1) (\*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 4 (\*3)役員とは、法人の場合は取締役等。  
(会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。)また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (\*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 6 (\*5)夫婦、親子とは(参考2)の で囲まれた者。
- 7 (\*6)血族の兄弟姉妹とは (参考2) の で囲まれた者。

(参考1)

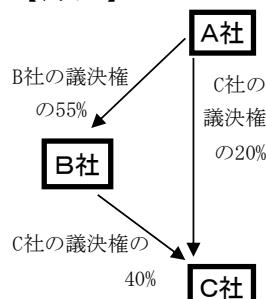


## 親会社、子会社の例

【例示1】



【例示2】



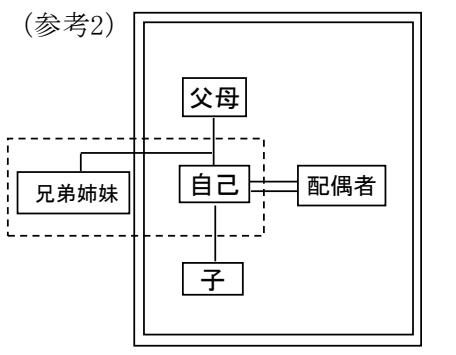
B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載

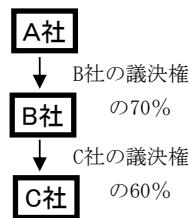
B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

(参考2)



【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

## 会社法施行規則

### 第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。

以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の計算において所有している議決権

（2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（4）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己（自然人であるものに限る。）

（2）自己の役員

（3）自己の業務を執行する社員

（4）自己の使用人

（5）（2）から（4）までに掲げる者であった者

（6）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

元請用

年　月　日

大阪広域環境施設組合  
契約担当者 事務局長 様

<u>所 在 地</u>	
フ リ ガ ナ	
<u>商 号 又 は 名 称</u>	
フ リ ガ ナ	
<u>代 表 者 の 氏 名</u>	
生 年 月 日	年　月　日 生　印
<u>受 任 者 名</u>	

## 誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

## ○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
  - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
  - ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に該当する者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの
- (7) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - (ア) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - (イ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - (ロ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
    - カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

## (入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

## (誓約書の徴収等)

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合
- (2) 契約の内容から、暴力団を利用することとならないと認められる場合
- 2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。
- 3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。
- 4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。
- 5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に關し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。
- 6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
  - (1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から2年
  - (2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から1年

元請用

年 月 日

大阪広域環境施設組合  
契約担当者 事務局長 様

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください	所 在 地 フ リ ガ ナ
支店登録の場合は支店名称を記入してください	商 号 又 は 名 称 フ リ ガ ナ
受任者がいる場合は受任者名を記入してください	代 表 者 の 氏 名 生 年 月 日 受 任 者 名

年 月 日 生 印

本組合に届けている使用印を押印してください

代表者の生年月日を記入してください

## 誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入れ、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号または第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

## ○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (5) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
  - イ　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
  - ウ　イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
  - エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - オ　事業者で、次に掲げる者（（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの
    - （ア）事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
    - （イ）支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
    - （ロ）営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
    - （ハ）事実上事業者の経営に参加していると認められる者
    - カ　アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

## (入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

## (誓約書の徴収等)

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合
- (2) 契約の内容から、暴力団を利用することとならないと認められる場合
- 2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。
- 3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。
- 4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。
- 5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。
- 6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
  - (1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から2年
  - (2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から1年

下請用

年 月 日

大阪広域環境施設組合

契約担当者 事務局長 様

所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

フ リ ガ ナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日

年 月 日 生 印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

## 誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

案件名称 :

元請負人（大阪広域環境施設組合の契約の相手方）

直接の契約の相手方 :

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が元請負人を通じて貴組合へ提出されること及び貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

## ○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (5) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
  - イ　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
  - ウ　イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
  - エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - オ　事業者で、次に掲げる者（（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの
    - （ア）事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
    - （イ）支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
    - （ロ）営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
    - （ハ）事実上事業者の経営に参加していると認められる者
    - カ　アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

## (入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

## (誓約書の徴収等)

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合
  - (2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合
- 2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。
- 3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。
- 4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。
- 5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。
- 6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
- (1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から2年
  - (2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合  
当該認定をした日から1年

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

## 実 績 調 書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契 約 日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備 考	

※契約日から過去2年以内に (注1)履行が完了している (注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体（特別区、広域連合、一部事務組合等）を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）を添付すること。

## 記入例

契約保証金免除申請用 **様式**

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

支店登録の場合は、支店名  
称まで記入して下さい

支店登録の場合は、支店の  
所在地を記入して下さい

住所又は事務所所在地  
商号又は名称

受任者がいる場合は、受任  
者名を記入して下さい

氏名又は代表者氏名

## 実 績 調 書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契 約 日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備 考	

※契約日から過去2年以内に (注1)履行が完了している (注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体（特別区、広域連合、一部事務組合等）を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）を添付すること。

# 入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

事務局長 青野 親裕 様

入札参加資格業者番号 ( )

※必ず記入してください

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次の業務委託にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり入札参加資格審査資料を提出します。資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

## 1 業務委託の名称

令和6年度 北港処分地廃棄物等埋立処分業務委託

## 2 審査資料

- ・建設業許可証明書の写し（発行日より6ヶ月以内のものに限る）
- ・建設業許可申請書の写し（大阪市登録を支店で行っている場合）
- ・実績関係資料
  - a 履行実績調書
  - b 履行証明書（契約書の写し等）
  - c 上記履行証明書の工事等において、要件を判断できる履行内容が記載された設計図書の写し
- ・直近の経営事項審査結果通知書の写し
- ・配置予定技術者調書

## 3 連絡先

所属名

氏 名

電 話 ( ) -

## 履 行 実 績 調 書

会社名 : \_\_\_\_\_

案 件 名 称	
発 注 機 関 名	
履 行 場 所	
契約金額（税込）	
履 行 期 間	
発 注 形 態 (単体／特定建設 工事共同企業体) (出費比率 %)	
使 用 機 材	
備 考	

(注)

- 1 履行実績を1件記載してください。
- 2 記載した履行実績を証するものとして、契約書の写しを添付してください。

事業名称\_\_\_\_\_

## 配置予定技術者調書

申請者名\_\_\_\_\_

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者</li> <li>・ 主任技術者 <span style="float: right;">(該当する項目に○をしてください)</span></li> </ul>
氏名		
資格・免許 (登録番号)		<p><b>【記載例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級土木施工管理技士 [一土施] ( )</li> <li>・一級建設機械施工技士 [一建機] ( )</li> <li>・技術士(建設部門) [技(建)] ( )</li> <li>・技術士(総合技術監理部門「建設に係るもの」)[技(総建)] ( )</li> <li>・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」)[技(建鋼)] ( )</li> <li>・技術士(総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」)[技(総建鋼)] ( )</li> <li>・上記以外の資格 [ ] ( )</li> </ul>
工事経歴概要	工事名称	
	発注機関	
	施工場所 (都道府県・市町村名)	
	契約金額	(千円)
	工期	年   月 ~   年   月
	工事内容 (工事規模等)	

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

※ 請負代金額が 2,500 万円以上（建築一式工事は 5,000 万円以上）となる場合は、建設業法第 7 条及び第 15 条に定める経営業務の管理責任者及び営業所ごとの専任技術者は、当該工事に配置できません。

## 配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- ① 資格・免許の欄には、当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、その者が申請日（一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。）現在で常勤の自社社員であることを証するものの写しをあわせて添付すること。

※ 当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 2,500 万円以上（建築一式工事 5,000 万円以上）の場合は、申請日現在で常勤の自社社員であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。ただし、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、入札公告又は公示文に別途定めがある場合はこの限りでない。

(例)

- |                              |                                  |
|------------------------------|----------------------------------|
| ○一級土木施工管理技士資格者証（写）           | ○雇用保険における被保険者証（写）                |
| ○監理技術者資格者証（写）                | ○雇用保険における被保険者通知書（写）              |
| ○監理技術者講習修了証（写）               | （事業主通知用）                         |
| ○健康保険被保険者証（写）<br>（所属会社が判るもの） | ○市町村発行特別徴収税額通知書（写）<br>（特別徴収義務者用） |
| ○標準報酬決定通知書（写）                | ○その他公的書類で雇用が確認できる書類（写）           |

- ② 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。

ただし以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本組合が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (1) 病気等により監理（または主任）技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理（または主任）技術者が死亡した場合
- (3) 当該監理（または主任）技術者が退職した場合
- (4) 当該監理（または主任）技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が 2 年以上の長期に渡る工事で 1 年以上の期間連続して監理（または主任）技術者として従事した場合

- ③ 監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有するもの又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは次の者を言う。

- (1) 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- (2) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

- ④ 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に技術者として配置していないこと。

※ 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について本組合の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。